

## 使用済燃料再処理機構 平成28年度事業計画

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第48条に基づき、2016（平成28）年度における使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）の事業計画を次のとおり定める。

平成28年10月

使用済燃料再処理機構  
理事長 井上 茂

### 【はじめに～当機構設立の経緯～】

再処理等事業はこれまで、「使用済燃料の再処理やプルサーマル等の核燃料サイクルを推進する」（2014年4月閣議決定「エネルギー基本計画」）という政府の基本的な方針の下、原子力事業者が設立した共同子会社（日本原燃株式会社）により実施されてきた。また、事業の実施に必要な資金は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（以下、「積立金法」という。）に基づいて原子力事業者が自ら外部に積み立てることで確保してきた。

しかし、2016年4月に電気事業の小売全面自由化が実施され、全ての消費者が電力会社を自由に選択できるようになるなど、今後競争が進展する中で、原子力事業者の経営状況が悪化し、必要な資金を安定的に確保することができなくなる等により、再処理等が滞るおそれが生じた。

こうした状況を踏まえ、競争が進展した環境下においても再処理等事業を着実かつ効率的に実施する体制を構築するため、2016年10月に積立金法が「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下、「法」という。）に改正され、当機構は、本法に基づき使用済燃料の再処理等業務を行う認可法人として設立した。

当機構は、こうした設立の経緯を踏まえ、使用済燃料の再処理等の業務を実施していくため、2016（平成28）年度の事業計画を次のとおり策定する。

### 【平成28年度の実業計画】

#### 1. 使用済燃料の再処理等の業務の実施

##### （1）使用済燃料再処理等実施中期計画の策定

法第45条第1項の規定により、エネルギー政策や関係する事業全体の状況等を勘案し、使用済燃料再処理等実施中期計画を策定する。

##### （2）再処理等を実施する事業者の選定等

再処理等の業務の実施にあたっては、法第42条に規定する適切な事業者に委託することを念頭に、委託契約の締結に向けて速やかに準備を進める。

## **2. 拠出金の収納等**

法附則に規定する積立金法に関する金銭の収納を行う。また、法第4条第4項に規定する拠出金単価の算定に必要な諸準備を行う。

なお、収納した金銭については、安全かつ効率的に運用・管理する。

## **3. その他業務運営に関する重要事項**

業務の実施体制の早期確立に向け、立地自治体等へも十分配慮しつつ、以下のとおり効率的かつ適切な業務運営を図る。

### **(1) 効率的な業務体制の確立**

機構の全ての役職員が、効率的な業務運営の意識を徹底し、早期に適切な業務実施サイクルを構築することにより、健全かつ効率的な業務遂行を図るよう努める。

### **(2) 内部統制・ガバナンスの整備**

業務を適正に実施するための体制の構築に向け、役職員の行動規範やコンプライアンスの推進に関する規程等を整備し、役職員への浸透を図る。

### **(3) 適切な情報発信**

適切な情報発信に努め、業務運営の透明性を確保し、信頼性を高めていく。

### **(4) 人材の活用**

事業の着実かつ効率的な遂行のため、人員を適材適所で活用するとともに、業務を通じて、再処理等事業に幅広く対応できる人材の早期育成を図る。

### **(5) 情報セキュリティ対策**

サイバー攻撃や情報漏えい等の情報セキュリティに関する情報収集を行い、役職員への周知徹底を図る。

以 上